

## 町田市民病院手術室インターカム改修修繕仕様書

### 1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院手術室インターカム改修修繕」に適用する。

### 2. 契約の目的

この契約は、委託者の「町田市民病院手術室インターカム改修修繕」を、受託者に委託し、手術室とほかに設置されている専用回線として使用しているインターカムを改修することで円滑な連絡を可能にすることを目的とする。

### 3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

### 4. 履行期限

契約確定日から2019年10月31日

### 5. 修繕内容

#### (1) 既存インターカムシステム撤去

手術室ほかに設置されている既存インターカムシステムの撤去を行う。

交換機、多機能端末、壁埋込端末、標準端末、フットスイッチ等

※敷設されている既存配線は流用すること。

#### (2) 新規インターカムシステム設置

手術室ほかに新規インターカムシステムの設置を行う。

交換機、多機能端末、壁埋込端末、標準端末、フットスイッチ等

#### (3) 電気配線作業

既存配線を流用し接続すること。

#### (4) 試運転調整

#### (5) 各材料

項目	仕様	数量	単位
交換機、ラック	13Uラック, 交換機2台, 主電源パネル	1	式
パケットインカム多機能端末	N-8000MS	1	台
IPインカムハンズフリー壁埋込端末	N-8031MS	8	台
壁埋込キット	YC-841、製作板	8	式
フットスイッチ		8	台
IPインカム標準端末	N-8010MS	14	台
壁掛卓上金具	YC-280	15	個
雑材料		1	式

## 6. 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品規品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が行う。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、すべて受注者がこれを代行すること。
- (5) 本修繕の保証期間は、引き渡し日より 1 年間とし、故障等が発生した場合は受注者の負担にて、速やかに処置すること。
- (6) 本修繕中は、必要な養生を行わなければならない。
- (7) 調達対象物品の搬入、施工等は手術室の予定等を重視し、スケジュール及び内容について担当職員と別途協議の上決定すること。

## 7. 特記事項

- (1) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運営業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (2) 履行場所での作業に関しては、町田市民病院電気主任技術者と綿密に協議し業務の妨げにならないよう配慮すること。また事前に工程を提出し、担当職員の承認後作業すること。
- (3) 作業日は原則土日とするが、担当職員の承認があった場合は平日及び時間外の作業を認める。

## 8. 提出書類

- (1) 完成図
- (2) 報告書  
新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、ファイルに綴じて提出する。  
なお、A4版縦、写真はカラーサービス版とする。
- (3) 産業廃棄物管理票 1式
- (4) その他、発注者の指示がある場合は、データによる提出を行うこと。

## 9. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当

該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

11. 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て請負者の負担で実施すること。

12. その他

事項本仕様書に定めのないものについては、必要に応じて双方協議の上実施する。